

議案第51号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（平成27年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「112,400円」を「113,920円」に改め、同項第2号中「139,520円」を「141,120円」に改め、同項第3号中「359,040円」を「363,760円」に改め、同項第4号中「120,535円」を「130,590円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

大隅加工技術研究センターの使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。